

○大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱

平成24年4月24日

告示第63号

(趣旨)

第1条 市は、市民の居住環境の向上及び定住人口の増加を図るため、住宅のリフォーム工事に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）を有する建物（居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、そのうち居住部分のみをいう。）をいう。
- (2) 住宅リフォーム 自己の居住のために市内に存する建築後1年以上を経過した住宅（店舗等併用住宅の場合は、住宅部分に限る。）又は共同住宅（住宅のうち建物の区分所有等に関する法律（昭和37法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を市内の業者（市内に本店を有する法人又は市内に居住する個人で工事を施工するもの）がリフォームすることをいう。
- (3) 耐震住宅リフォーム 自己の居住のために大竹市木造住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱（令和5年大竹市告示第58号）第5条第1号に規定する耐震改修と併せて当該住宅をリフォームすることをいう。
- (4) 空き家住宅リフォーム 大竹市空き家バンク設置要綱第2条第3号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録されている住宅を買い取り、又は賃借した者が、当該空き家をリフォームすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者又はこれから居住しようとする者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 同一世帯員に市税等を滞納している者がいない者

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する工事

- ア バリアフリー化工事
- イ 断熱性能向上工事
- ウ 省エネ性能向上工事
- エ 防災・防犯対策工事
- オ 長寿命化工事

(2) 第8条の規定による交付決定の通知の後に着手する工事で、かつ、当該年度の3月第2金曜日までに完了するもの

(3) 工事に要する費用（消費税を除く。以下「補助対象費用額」という。）が30万円を超えるもの

（補助対象とならない工事等）

第5条 前条に規定する工事のうち、次に掲げるものについては、補助の対象とならないものとする。

- (1) 家庭用電化製品の購入及び設置
- (2) 電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具のみの設置
- (3) 電話、インターネット、テレビ等の配線工事
- (4) 照明器具や家具を固定する機器の購入のみ
- (5) テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付け
- (6) 清掃のみの請負
- (7) 太陽光発電設備の設置工事
- (8) 下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事
- (9) 外構工事（防犯灯の設置工事は補助対象）
- (10) 家屋の解体のみの工事
- (11) 工事請負契約書に含まれていない工事
- (12) 設計図書の作成その他諸手続
- (13) 既に補助対象工事の内容と同等の性能、状態を有している箇所の工事
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の制度の給付を受けて行う工事
- (15) 国又は県が実施する他の制度の補助事業により行う工事
- (16) 公共工事の補償の対象となるもの
- (17) その他市長が補助対象と認めないもの

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象費用額の10分の1以内とし、20万円を限度額とする。ただし、

耐震住宅リフォーム又は空き家住宅リフォームに該当する場合は、30万円を限度とする。

- 2 前項に規定する場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、申請者又は同一の住宅につき1回限りとする。ただし、改正前の大竹市子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた申請者又は住宅においては、当該補助金に係る工事と異なる箇所を工事する場合に限り、第1項に規定する補助金の限度額から改正前の大竹市子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム事業補助金の額を差し引いた額を限度に、補助金を交付することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、工事着手前に、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象チェックシート（別記様式第2号）
- (2) 住宅の位置図
- (3) 工事計画書（別記様式第3号）
- (4) 実施設計書
- (5) 工事費内訳書又は見積書
- (6) 工事着手前の写真
- (7) 誓約書（別記様式第4号）
- (8) 住民票謄本
- (9) 市税等の滞納がないことを証明する書類（市外在住者が申請する場合に限る。）
- (10) 工事請負契約書等の写し又は見積書
- (11) 工事の種類に応じて必要となる書類
- (12) 申請手続等を委任する場合にあっては、委任状（別記様式第5号）
- (13) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の内容が適正であるか審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに大竹市住宅リフォーム事業補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、申請の内容を変更するときは、変更に係る工事の着手前に、大竹市住宅リフォーム事業補助金

交付決定変更申請書（別記様式第7号）に、次に掲げる関係書類のうち変更内容を確認できるものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象費用額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 工事計画書（別記様式第3号）
- (2) 実施設計書
- (3) 工事費内訳書又は見積書
- (4) 工事着手前の写真
- (5) 工事請負契約書等の写し又は見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の変更の決定）

第10条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、第8条の規定により通知した額を超えないものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、申請を取り下げるときは、当該年度の3月第2金曜日までに、大竹市住宅リフォーム事業申請取下届出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金の交付決定を取り消すこととし、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月第2金曜日のいずれか早い日までに、大竹市住宅リフォーム事業完了報告書（別記様式第11号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第12号）
- (2) 工事写真
- (3) 住民票謄本（補助対象住宅に新たに居住しようとしている申請者に限る。）
- (4) 工事請負契約書の写し（申請時に添付している場合を除く。）
- (5) 工事代金を支払ったことが分かる領収書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大竹市住宅リフ

オーム事業補助金確定通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金を請求するときは、大竹市住宅リフォーム事業請求書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第15条 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該提出のあった日から起算して30日以内に、交付決定者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すこととし、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。既に補助金が交付されているときは、大竹市住宅リフォーム事業補助金返還通知書（別記様式第15号）により交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1） 補助金の申請に関し、偽りその他の不正の行為があったとき。

（2） 前号に定めるもののほか、市長が補助金を交付した者としてふさわしくないと認めたとき。

2 前項後段の規定による補助金の返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

大竹市住宅リフォーム事業 補助金交付申請書

年 月 日

大竹市長様

【申請者】

(〒)

住 所

氏 名

電話番号

大竹市住宅リフォーム事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
私及び世帯全員の市税等の収納状況の確認調査に同意します。（申請者の属性が市内居住者の場合）

1 申請内容

リフォーム事業の種別 (チェックを入れて下さい)		<input type="checkbox"/> 住宅リフォーム <input type="checkbox"/> 耐震住宅リフォーム <input type="checkbox"/> 空き家住宅リフォーム		
申請者の属性 (チェックを入れて下さい)		<input type="checkbox"/> 市内居住者 <input type="checkbox"/> 市内転入予定者(現住所が大竹市外の者)		
リフォーム対象住宅	所在地	大竹市		
	所有者 氏名			空き家バンク 登録番号
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅		<input type="checkbox"/> マンション等共同住宅
工事予定期間		年 月 日	～	年 月 日
契約金額（消費税は除く）		千円		
補助金申請額		千円		
移転予定日		年 月	(現住所とリフォーム対象住宅が異なる場合のみ記入)	

2 添付書類

- 必要な提出書類が全てそろったことを確認の上、□欄にチェックをお願いします。
- 提出する書類はA4サイズにまとめて、1部提出してください。

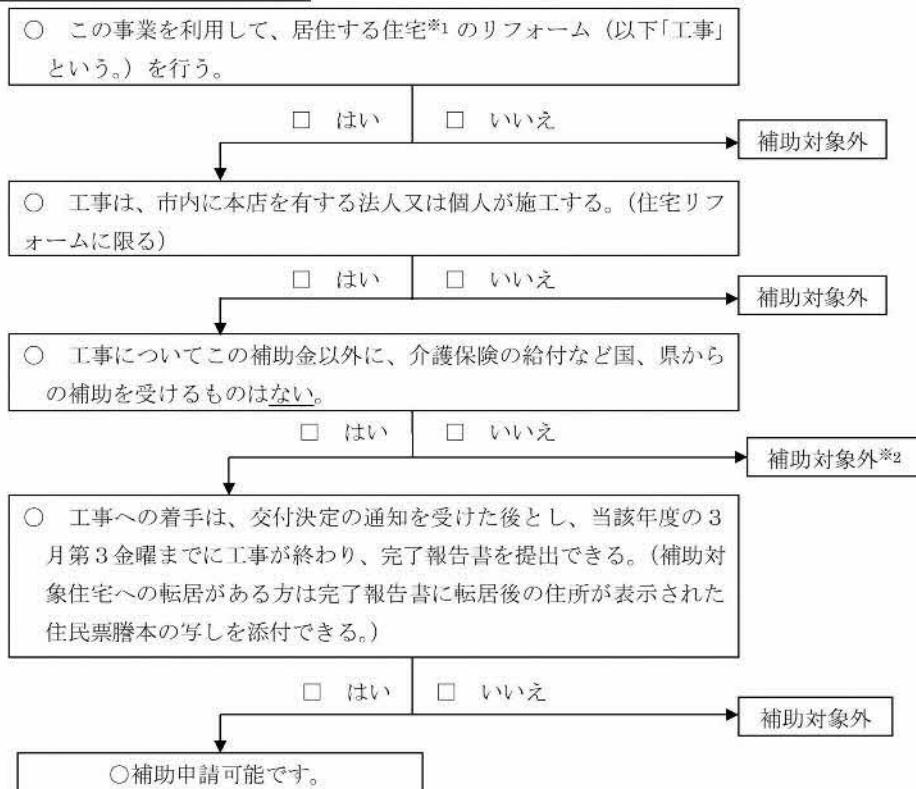
提出	様式	書類名	備考
<input type="checkbox"/>		住宅の位置図	住宅地図の写しでも可
<input type="checkbox"/>	様式3	工事計画書	工事の概要が分かるもの
<input type="checkbox"/>		実施設計書	工事内容が分かるもの
<input type="checkbox"/>		工事費内訳書又は見積書	工事費の内訳が分かるもの
<input type="checkbox"/>		工事着手前の写真 (撮影日、撮影箇所を記入)	外観 及び 工事箇所ごとに撮影
<input type="checkbox"/>	様式4	誓約書	参考様式を参照のこと
<input type="checkbox"/>		住民票謄本（世帯全員）	申請者が市外居住者の場合不要
<input type="checkbox"/>		市税等の滞納がないことが確認できる書類（発行後3か月以内のもの）	申請時点での所在地におけるもので、世帯全員のもの（市外在住者の場合）
<input type="checkbox"/>		工事請負契約書等の写し又は見積書	発注者名は申請者であること
<input type="checkbox"/>		工事の種類に応じて必要となる書類	カタログやメーカーの説明書等性能が確認できるもの（省エネ化の場合）
<input type="checkbox"/>	様式5	委任状	手続を委任する場合のみ
<input type="checkbox"/>		その他（ ）	

別記様式第2号（第7条関係）

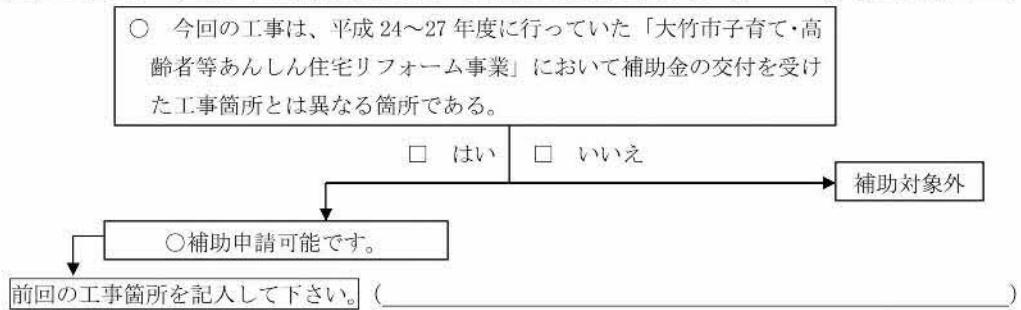
大竹市住宅リフォーム事業 補助対象チェックシート

下の該当のする方に☑チェックしてください。全て「はい」にチェックが入る方が対象者です。また、平成24～27年度に行っていた旧補助事業「大竹市子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム事業補助金」の交付を受けている方は、チェック2以降も記入して下さい。

■チェック1（すべての申請者が対象）



■チェック2（□過去、旧補助事業において補助金の交付を受けている）（□該当しない）



前回の工事箇所を記入して下さい。（_____）

(注)

※1「居住する住宅」とは、自己の居住の用に供する一戸建て住宅又はマンション等の共同住宅をいう。

※2国など他の補助金の申請を行う工事は、この事業の補助を受けることはできません。

大竹市住宅リフォーム補助事業 工事計画書

1 工事について

工事施工者	住 所	〒	
	会社等名称		
	代表者名		
	電話番号		
	建設業許可番号 (建設業許可を受けている場合)		
工事着工日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
工事の内容			

2 補助対象費用額（工事費用）※千円未満の端数は切捨て

住宅リフォーム

A	B	C	D
補助対象費用額	$A \times 1/10$	上限額	補助金申請額 ※BとCの金額のうち 低い方を記入して下さい
千円	千円	200 千円	千円

耐震住宅リフォーム・空き家住宅リフォーム

A	B	C	D
補助対象費用額	$A \times 1/10$	上限額	補助金申請額 ※BとCの金額のうち 低い方を記入して下さい
千円	千円	300 千円	千円

工事計画書

※リフォーム工事の種類ごとの補助対象費用額を記入して下さい。

リフォームの種類	補助対象費用額（消費税は除く）
バリアフリー化	千円
断熱性能向上	千円
省エネ性能向上	千円
防災・防犯対策	千円
長寿命化	千円
A 合計（千円未満は切り捨て）	千円

【補助対象外工事】

- ・家庭用電化製品の購入及び設置
- ・電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具のみの設置
- ・電話、インターネット、テレビ等の配線工事
- ・照明器具や家具を固定する機器の購入のみ
- ・テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付け
- ・清掃のみの請負
- ・太陽光発電設備の設置工事
- ・下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事
- ・外構工事（防犯灯の設置工事は補助対象）
- ・家屋の解体のみの工事
- ・工事請負契約書に含まれていない工事
- ・設計図書の作成その他諸手続
- ・既に補助対象工事の内容と同等の性能、状態を有している箇所の工事
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の制度の給付を受けて行う工事
- ・国又は県が実施する他の制度の補助事業により行う工事
- ・公共工事の補償の対象となるもの
- ・その他市長が補助対象として認めないもの

工事計画書（性能向上の内容チェックシート）

申請者名：

工事区分		改修内容				特記事項	
パリアフリ化	通路、階段、玄関、出入口	<input type="checkbox"/> 通路等の拡幅	現在の通路の幅(一般部)	mm	改修後の通路の幅(一般部)	mm	改修後の幅が大きくなる工事(750mm以上)
		<input type="checkbox"/> 階段の勾配緩和・足元照明	工事の概要				改修後の階段勾配が小さくなる工事、階段への足元照明設置工事
		<input type="checkbox"/> 段差解消場所	段差解消場所				
		<input type="checkbox"/> 段差の解消等	改修前の段差高さ	mm	改修後の段差高さ	mm	改修後の段差を小さくする工事(20mm以下)改修する高さは5mm以上とする
			改良を行う出入口の場所				
			現在の仕様		改修後の仕様		引戸・吊戸・折戸への取替工事。
		<input type="checkbox"/> 出入口・玄関の改良	現在のドアノブ・開閉装置の仕様		改修後のドアノブ・開閉装置の仕様		シングルレバーへの取替工事 バー引き手への取替工事
			現在の出入口の幅(一般部)	mm	改修後の出入口の幅(一般部)	mm	改修後の幅が大きくなる工事(750mm以上)
			現在の出入口の幅(浴室)	mm	改修後の出入口の幅(浴室)	mm	改修後の幅が大きくなる工事
		<input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室の改修	現在の浴室縦横内寸と面積	内寸 mm × mm 面積 m ²	改修後の浴室縦横内寸と面積	内寸 mm × mm 面積 m ²	改修後の面積が大きくなる工事。
省エネ性能向上	浴室	<input type="checkbox"/> ユニットバスへの改修 商品名()	現在の浴槽まだきの高さ	mm	改修後の浴槽まだきの高さ	mm	設置する浴槽の踏き高さが小さくなる工事(450mm以下)
		<input type="checkbox"/> 現在の床材の仕様			改修後の床材の仕様		滑りにくい材料を使用した工事
		<input type="checkbox"/> 現在の水洗器具の名称・仕様			改修後の水洗器具の名称・仕様		レバーハンドル式蛇口の設置工事 ワンプッシュ式シャワー設置工事
		<input type="checkbox"/> 便所の改修	現在の便所縦横内寸と面積	内寸 mm × mm 面積 m ²	改修後の便所縦横内寸と面積	内寸 mm × mm 面積 m ²	改修後の面積が大きくなる工事
	便所	<input type="checkbox"/> 便所の改修	現在の便所の仕様		改修後の便所の仕様		和式から洋式への取替工事
			現在の洋式便器の座高	mm	改修後の洋式便器の座高	mm	洋式で座高が高いものに取り替える工事。
		<input type="checkbox"/> キッチンの更新	設置する機種名等				キッチン下にひざが入る空間があるものに取替え。
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 洗面化粧台の更新	設置する機種名等				洗面台下にひざが入る空間があるものに取替え。
		<input type="checkbox"/> ホームエレベーター	設置する機種名等				
		<input type="checkbox"/> ワイドスイッチ	スイッチ設置場所				新設
	他	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/>					
防災・防犯対策	窓	<input type="checkbox"/> サッシ					内窓の設置工事
		<input type="checkbox"/> 現在の仕様		改修後の仕様			単板ガラスから複層ガラスへの変更工事。
		<input type="checkbox"/> 屋根の葺替え・取替	現在の仕様		改修後の仕様		断熱・遮熱効果のある屋根材への取替工事。
		<input type="checkbox"/> 断熱材の敷詰め	断熱材の種類	[材料名]	断熱材の厚さ	mm	天井、壁、床に断熱材を敷詰める工事。
	省エネ性能向上	<input type="checkbox"/> 屋根の塗装 ※遮熱塗料：JISK5675	現在の仕様		改修後の仕様		遮熱塗料による塗替。
		<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽への取替え (JIS A5532、準拠を含む)	現在の仕様		改修後の仕様		設置する浴槽の踏き高さは450mm以下とする。
		<input type="checkbox"/> 節水型洋風便器への設置 (JIS A5207：節水I・II型)	現在の仕様		改修後の仕様		洋式から洋式への取替工事で節水効果のある便器への取替
		<input type="checkbox"/> 節水・節湯型キッチンへの設置 (JIS B2061、準拠を含む)	現在の仕様		改修後の仕様		節水・節湯効果のあるキッチンへの取替
		<input type="checkbox"/> 節水・節湯型洗面化粧台への設置 (JIS B2061、準拠を含む)	現在の仕様		改修後の仕様		節水・節湯効果のある洗面化粧台への取替
		<input type="checkbox"/> LED照明設置	設置箇所		設置機器の仕様		天井埋込み型の設置工事
		<input type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置	現在の仕様		改修後の仕様		
	他	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 窓・ガラス取替	改修場所				
	窓	<input type="checkbox"/> 現在の仕様		改修後の仕様			合わせガラス、網入ガラス、強化ガラスへの取替、耐風ガラスへの取替、ガラス飛散防止フィルムの施工
		<input type="checkbox"/> 面格子・雨戸やシャッターの設置	設置箇所				

家具	<input type="checkbox"/> 家具の転倒防止 (造り付け家具・家具固定改修)	改修工事概要				
屋根	<input type="checkbox"/> 屋根の葺き替え	現在の仕様	改修後の仕様			
他	<input type="checkbox"/> 防犯灯の設置	設置箇所				
	<input type="checkbox"/> カメラ付きインターホンの設置	設置箇所				
	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>					
長寿命化	<input type="checkbox"/> キッチンの更新	現在のキッチンの天板高さ	<input type="checkbox"/> 改修後のキッチンの天板高さ	<input type="checkbox"/> 高さが変わる工事 (±5cm以上)		
	<input type="checkbox"/> 洗面化粧台の更新			<input type="checkbox"/> カウンタータイプに取替る工事		
	<input type="checkbox"/> 間仕切り壁位置の変更	現在の位置	<input type="checkbox"/> 変更後の位置			
	<input type="checkbox"/> 居室の襖替え	現在の仕様	<input type="checkbox"/> 改修後の仕様	<input type="checkbox"/> 仕様又は機能が低下しない工事		
	<input type="checkbox"/> 外壁の張り替え	現在の仕様	<input type="checkbox"/> 改修後の仕様	<input type="checkbox"/> 仕様又は機能が向上する工事		
	<input type="checkbox"/> 床下の防湿工事			<input type="checkbox"/> 换気量が増加、土間(防沼)コンを打設する工事、床下換気扇取付		
	<input type="checkbox"/> 壁構木材の更新			<input type="checkbox"/> 壁床天井の下地材またはそれらを支える構造材のみ		
	<input type="checkbox"/> 外壁の塗装 ※耐候性塗料 : JIS A6909	現在の仕様	<input type="checkbox"/> 改修後の仕様	<input type="checkbox"/> 耐候性塗料による塗替		
	<input type="checkbox"/> 他					

○製品を設置する場合は、製品が特定できる、メーカー名、製品番号、製品名等を記入してください。

○大臣認定、JIS規格が必要な工事をした場合は、証明書を添付してください。

○幅、高さ等改修前後の寸法がわかる写真を添付してください。

対象外工事	家庭用電化製品の購入及び設置
	電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具のみの設置
	電話、インターネット、テレビ等の配線工事
	照明器具や家具を固定する機器の購入のみ
	テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付
	清掃のみの請負
	太陽光発電設備の設置工事
	下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事
	外構工事(防犯灯の設置工事は補助対象)
	家屋の解体工事のみ
	工事請負契約書に含まれていない工事
	設計図書の作成その他諸手続き
	すでに補助対象工事の内容と同等の性能、状態を有している箇所の工事
	介護保険法(平成9年法律第123号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の制度の給付を受けて行う工事
	国又は県が実施する他の制度の補助事業により行う工事
	公共工事の補償の対象となるもの
	その他市長が補助対象として認めないもの

別記様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

大竹市長様

住所

氏名

私は、大竹市住宅リフォーム事業補助金を申請するに当たり、下記のことを誓約いたします。

記

- 1 工事を行うに当たっては、該当するあらゆる法令を遵守します。
- 2 補助対象費用の中に、補助対象とならない工事※の費用を含めていません。
- 3 対象住宅に記載する住宅は、建築基準法等に違反する建築物ではありません。
- 4 万一違反した場合には、大竹市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき、補助金を返還いたします。

※ 補助対象とならない工事

- ・家庭用電化製品の購入及び設置
- ・電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具のみの設置
- ・電話、インターネット、テレビ等の配線工事
- ・照明器具や家具を固定する機器の購入のみ
- ・テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付け
- ・清掃のみの請負
- ・太陽光発電設備の設置工事
- ・下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事
- ・外構工事（防犯灯の設置工事は補助対象）
- ・家屋の解体のみの工事
- ・工事請負契約書に含まれていない工事
- ・設計図書の作成その他諸手続
- ・既に補助対象工事の内容と同等の性能、状態を有している箇所の工事
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の制度の給付を受けて行う工事
- ・国又は県が実施する他の制度の補助事業により行う工事。
- ・公共工事の補償の対象となるもの
- ・その他市長が補助対象として認めないもの

別記様式第5号（第7条関係）

委任状

私は、大竹市住宅リフォーム事業の実施について、
_____を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

1 委任する事項

- (1) 補助金の交付申請の手続
- (2) 申請内容の変更の手続
- (3) 実績報告の手續

2 代理人の住所、連絡先等

住 所 _____

会社名等 _____

連絡先（電話） _____

（FAX） _____

年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

別記様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大竹市長

大竹市住宅リフォーム事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請の大竹市住宅リフォーム事業補助金について交付・
不交付 することに決定したので、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第8条第2項の
規定により通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 施工に当たっては、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第4条、第5条及び第6条の規定を遵守すること。
- (2) 申請内容を変更（補助申請額の増額を除く。）又は取下げをするときは、交付決定変更申請書（別記様式第7号）又は申請取下届（別記様式第9号）に内容を確認できる書類を添えて提出すること。
- (3) 補助対象工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月の第3金曜日のいずれか早い日までに、完了報告書（別記様式第11号）に必要な書類を添えて市長に提出すること。
- (4) 大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第16条第1項各号に掲げる要件に該当したときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることがある。

別記様式第7号（第9条関係）

大竹市住宅リフォーム事業 補助金交付決定変更申請書

年 月 日

大竹市長様

【申請者】

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった大竹市住宅リフォーム事業補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 变更内容 ※補助金の増額は認められません。

変更の内容	
補助金交付申請額	千円

2 添付書類

- 提出書類は変更に係るもののみです。
- 提出書類が全てそろったことを確認の上、チェックをお願いします。
- 提出する書類はA4サイズにまとめて、1部提出してください。

提出	様式	書類名	備考
<input type="checkbox"/>	様式3	工事計画書	
<input type="checkbox"/>		実施設計書	平面図に工事の内容を明記したもの
<input type="checkbox"/>		工事費内訳書又は見積書	補助対象費用の算定根拠
<input type="checkbox"/>		工事着手前の写真	外観及び工事箇所ごとに撮影のこと
<input type="checkbox"/>		工事請負契約書等の写し又は見積書	
<input type="checkbox"/>		その他（ ）	

別記様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大竹市長

大竹市住宅リフォーム事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請の大竹市住宅リフォーム事業補助金交付変更申請について、次のとおり決定したので、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 決定内容（※該当項目に□）

変更決定

- (1) 変更後の補助対象費用額 _____ 円
(2) 変更後の交付決定額 _____ 円

却下

（理由： _____ ）

別記様式第9号（第11条関係）

大竹市住宅リフォーム事業 申請取下届出書

年　月　日

大竹市長様

【申請者】

住 所

氏 名

電話番号

年　月　日付けで交付決定のあった大竹市住宅リフォーム事業補助金について、申請を取り下げます。

取下理由	
------	--

別記様式第10号（第11条・第16条関係）

第 号
年 月 日

様

大竹市長

大竹市住宅リフォーム事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した大竹市住宅リフォーム事業補助金について、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第11条第2項又は第16条第1項の規定により、次のように補助金の交付決定を取り消したので通知します。

1 補助金交付決定金額 _____ 円

2 補助金確定金額 _____ 円

3 交付を取り消した額 _____ 円

4 理由

別記様式第11号（第12条関係）

大竹市住宅リフォーム事業 完了報告書

年 月 日

大竹市長様

【申請者】

住 所

氏 名

電話番号

大竹市住宅リフォーム事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 提出書類が全てそろったことを確認の上、☑欄にチェックをお願いします。
- 提出する書類はA4サイズにまとめて、1部提出してください。

提出	様式	書類名	備考
<input type="checkbox"/>	様式12	事業報告書	
<input type="checkbox"/>		工事途中の写真	リフォーム工事の補助対象部分が隠蔽箇所、その他写真に写りにくい場合
<input type="checkbox"/>		工事完了後の写真	工事着手前と同じ位置で工事箇所ごとに撮影したもの
<input type="checkbox"/>		住民票謄本(リフォーム対象住宅への住所を移した後のもの)	リフォーム対象住宅に新たに居住する者のみ添付
<input type="checkbox"/>		アンケート	
<input type="checkbox"/>		工事請負契約書の写し	申請時に添付している場合を除く
<input type="checkbox"/>		工事代金を支払ったことが分かる領収書等の写し	

※申請の商品等が納品されたことがわかる書類を添付してもらう場合があります。

別記様式第12号（第12条関係）

大竹市住宅リフォーム事業 事業報告書

1 工事について

工事着工日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

2 補助対象費用額（工事費用）

住宅リフォーム

A	B	C	D
補助対象費用額	$A \times 1/10$	上限額	補助金額 ※BとCの金額のうち低い方を記入して下さい。
千円	千円	200 千円	千円

耐震住宅リフォーム・空き家住宅リフォーム

A	B	C	D
補助対象費用額	$A \times 1/10$	上限額	補助金額 ※BとCの金額のうち低い方を記入して下さい。
千円	千円	300 千円	千円

別記様式第13号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大竹市長

大竹市住宅リフォーム事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出の大竹市住宅リフォーム事業完了報告書に基づき、次のように補助金を確定したので、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

なお、同要綱第14条の規定により請求書を提出してください。

1 補助金の交付決定金額 _____円

2 補助金の確定金額 _____円

別記様式第14号（第14条関係）

大竹市住宅リフォーム事業 請求書

年 月 日

大竹市長様

【請求者】

住 所

氏 名

電話番号

大竹市住宅リフォーム事業補助金について、次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

口座振替先 (ゆうちょ銀行以外)	銀行	支店
	普通預金口座番号	
	口座名義人 (カナ表記)	

口座振替先 (ゆうちょ銀行)	通帳記号（6行目がある場合は※欄に記入）	通帳番号（右詰めで記入）

	※

別記様式第15号（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

大竹市長

大竹市住宅リフォーム補助事業補助金返還通知書

年 月 日付けで交付決定を取り消した大竹市住宅リフォーム事業補助金について、大竹市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により補助金を返還するよう命じます。

1 補助金の交付日 年 月 日

2 補助金返還金額 _____ 円

3 補助金の返還期限 年 月 日

4 返 還 方 法

別記様式第1号（第7条関係）
別記様式第2号（第7条関係）
別記様式第3号（第7条関係）
別記様式第4号（第7条関係）
別記様式第5号（第7条関係）
別記様式第6号（第8条関係）
別記様式第7号（第9条関係）
別記様式第8号（第10条関係）
別記様式第9号（第11条関係）
別記様式第10号（第11条・第16条関係）
別記様式第11号（第12条関係）
別記様式第12号（第12条関係）
別記様式第13号（第13条関係）
別記様式第14号（第14条関係）
別記様式第15号（第16条関係）